

令和5年1月28日

(市議会行政報告)

下水道事業の今後の方針について

下水道事業の今後の方針について御報告いたします。

当市の下水道事業は、市町村合併以前の平成6年度から、むつ、川内、大畠及び脇野沢それぞれの地区で順次開始しております。このうち川内地区及び脇野沢地区につきましては、平成22年度までに整備を完了しており、残るむつ地区及び大畠地区につきましては、下水道事業計画に基づき現在も整備を継続しております。

しかしながら、人口減少や高齢化、工事に係る資材や燃料等の高騰などの社会情勢の変化に加え、高性能な合併処理浄化槽の普及が進むなど、下水道事業を取り巻く環境が計画当初から大きく変わってまいりました。

このような状況から、むつ地区及び大畠地区における下水道の新たな整備につきましては、一度立ち止まり、今後の事業の方向性について検証が必須であることから、令和5年9月27日に両地区の再評価に係る対応方針について、むつ市公共事業再評価委員会に諮問し、意見を求めたところです。

同委員会は、令和5年9月27日及び10月12日に開催され、各地区の実情や、本年8月に実施したアンケート調査結果等を踏まえた慎重な審議の結果、11月8日に市に対して答申をいただいたところであります。

同委員会としては、「これ以上の整備を行わず、計画区域を整備済みの区域へ縮小する「計画変更」とし、それ以外の区域については、合併処理浄化槽を促進することが適当であると判断する」との答申であり、付帯意見といたしまして、

- 1 下水道整備予定区域とされていたことで、これまで浄化槽の補助金が受けられなかつた地域については、浄化槽設置の補助制度の適用地域とすること。
- 2 整備済区域の普及率を上昇させるため、下水道へ接続するための排水設備工事に関する補助制度を、これまで同様、維持すること。

以上の2点が示されました。

市といたしましては、これらの答申内容を真摯に受け止め、下水道事業について「これ以上の整備を行わず、計画区域を整備済みの区域へ縮小し、それ以外の区域については合併処理浄化槽を促進していく」方針とし、また、付帯意見にありました合併処理浄化槽の設置及び下水道への接続に係る補助金の交付については、継続

と拡充の両面で前向きに検討してまいりたいと存じます。

なお、今後はこの度決定した方針を基に、都市計画法に係る「都市計画決定の変更」及び「都市計画事業認可の変更」並びに下水道法に係る「事業計画の変更」を順次進めてまいりますとともに、現在既に整備されている下水道施設につきましては、汚水処理の運用を継続し、下水道への接続率向上に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上、下水道事業の今後の方針について御報告させていただきます。